長崎日本大学学園職員と生徒との適切な関係に関するガイドライン

学園職員は、生徒の人格・人権を尊重し、教育職員として適切な距離と関係性を保つ。以下の行為は、教育上の必要性、相当性及び透明性を踏まえ、原則として行わない。本ガイドラインは、教職員を一律に制限することを目的とするものではなく、生徒の安全・人権を守るとともに、教職員自身を不適切な疑いから守るための共通ルールとして運用する。

区分	不適切な行為の具体例
私的な連絡・交流	・教職員個人の SNS、LINE 等のアカウントで、生徒と私的な連絡・やり取りを行う。 ・休日や勤務時間外に、私的な目的で生徒と会う。
二人きりの状況	・教育上の必要性がないにもかかわらず、生徒と教職員が閉鎖的な環境で一対一となる状況を、継続的又は意図的に設ける。 ・教育上の必要性がないにもかかわらず、生徒を教職員の私有車に乗せて送迎する。
撮影・画像等	・業務上必要のない生徒の写真・動画を、私物のスマートフォン等で撮影・保存する。 ・業務上撮影した写真・動画を、私的に保存・利用・SNS 等へ投稿する。
身体接触	・指導上必要のない身体接触を行う。 ・マッサージ等、身体を触ることを伴う行為を、教育上必要な範囲を超えて行う。
更衣・身体・プライバシー	・更衣室、トイレ、シャワー室、部室等へ、教育上の必要性なく立ち入る。生徒の着替えや身体を必要以上に見る、確認する。 ・身体、家庭事情、恋愛等の私的な情報について、教育上必要のない質問を繰り返す。

【教育上の必要性】「教育上の必要性」とは、生徒の教育、指導、相談、安全確保その他の学校教育上の目的のために、当該行為又は関わりが必要又は合理的であり、学校として認められることをいう。その判断は、教職員個人の判断だけでなく、学校教育活動としての目的、必要性、相当性及び透明性を踏まえる。なお、学校が教育活動として計画し、所定の手続により承認した生徒の引率、送迎その他の活動については、当該承認された目的及び範囲内において、教育上の必要性があるものとして取り扱う。

【一対一となる状況】生徒と教職員が一対一となる場合は、可能な限り第三者から状況を把握できる方法をとる。ただし、学校が教育活動として計画し、所定の手続により承認した生徒の引率・送迎等で、移動手段その他の事情により車内等で一定時間一対一となる場合は、そのことのみをもって不適切な関係と判断しない。この場合も、承認された目的、経路、時間等の範囲内で実施し、教育上必要な範囲を超えて私的な関係を形成しない。

【基本原則】

1. 「教育上必要か」を基準に判断する。
2. 個人的な関係ではなく、教職員としての適切な関係を保つ。
3. 一対一での対応が必要な場合も、場所・時間・内容を適切にし、必要に応じて他の教職員と情報共有する。
4. SNS・写真・個人情報等は学校のルールに従い、私的利用をしない。
5. 判断に迷う場合は自己判断せず、管理職へ相談する。
6. 「悪意がなかった」ではなく、生徒・保護者・第三者から見ても適切であるかを基準に行動する。